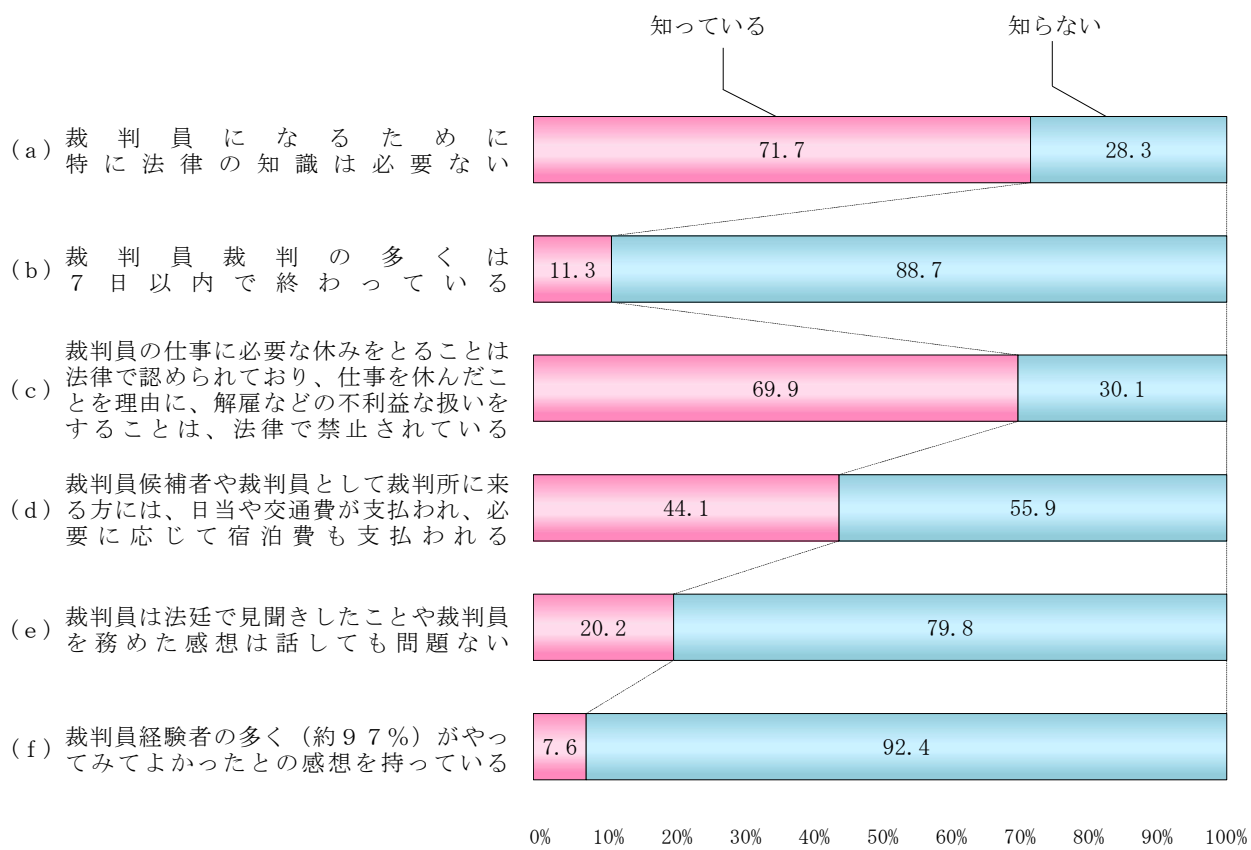


◎裁判員制度の運用に関する意識調査（令和3年度）抜粋

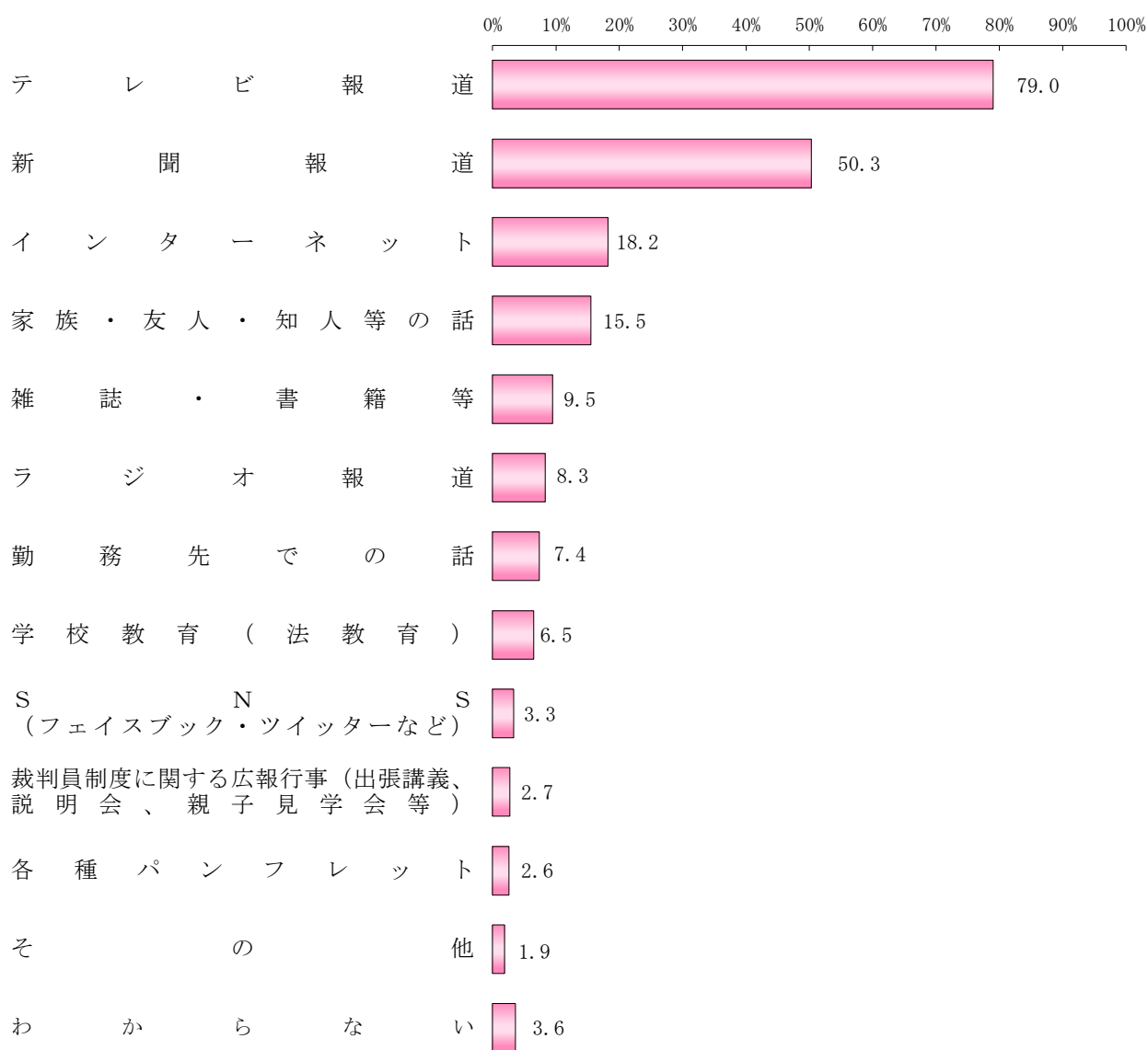
2 裁判員裁判に関する客観的事実や実情の周知状況

Q2 以下の(a)から(f)は、裁判員裁判に関する客観的事実や実情を記載したものです。
これらにつき、具体的にご存知の事柄についてお伺いします。
※項目ごとに「1 知っている、2 知らない」の2つから回答を選択してください。



3 裁判員制度の周知媒体

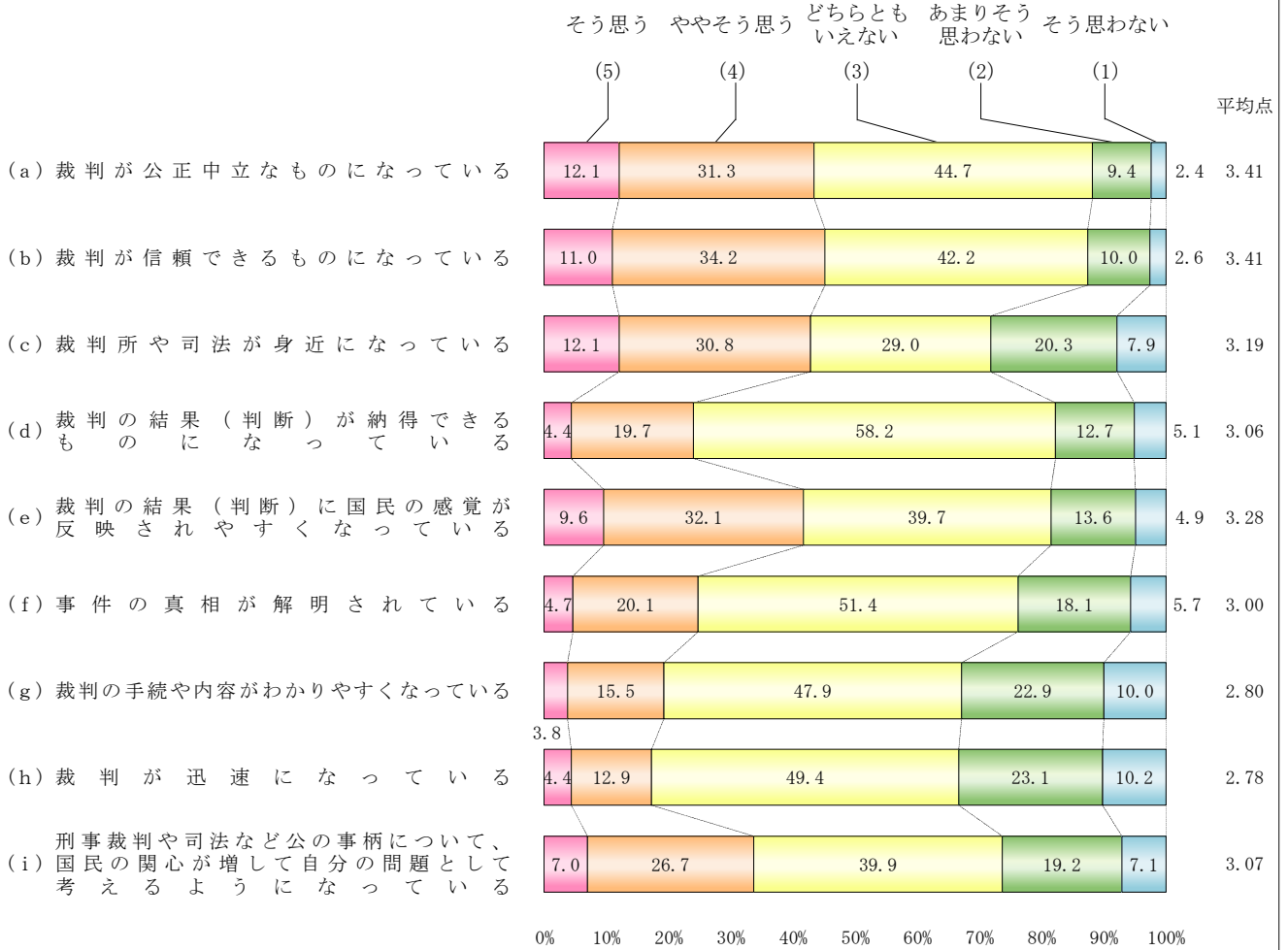
Q3 では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。
 当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



(n=1,960人、M.T.=205.3%)

5 現在実施されている裁判員制度の印象

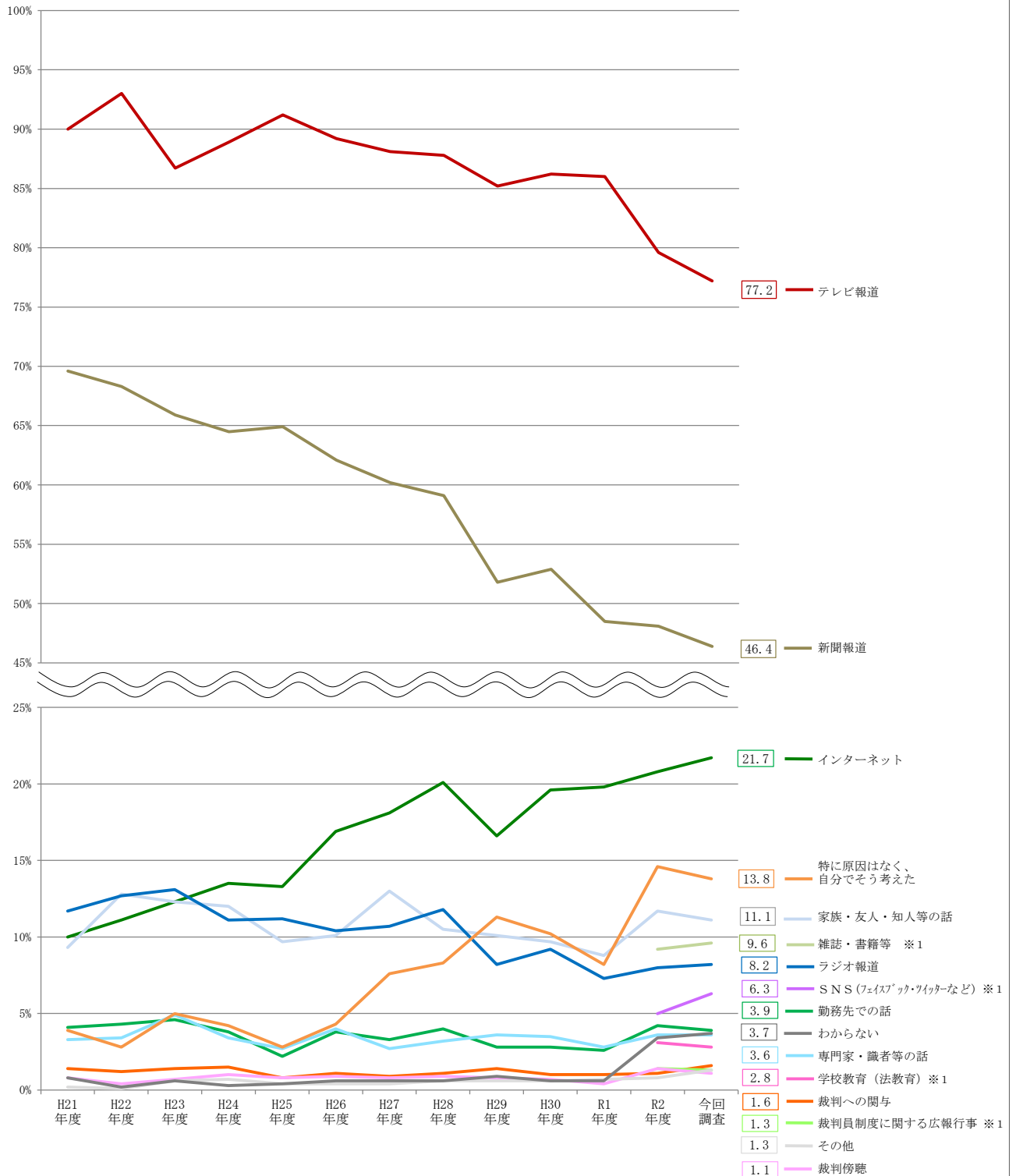
Q5 あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。
次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。



※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

6 裁判員制度についてQ5の印象を持つことになった原因

Q6 あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



※1 「雑誌・書籍等」「学校教育 (法教育)」「SNS (フェイスブック・ツイッターなど)」「裁判員制度に関する広報行事 (出張講義、説明会、親子見学会等)」は令和2年度調査より新設された選択肢のため、平成21年度～令和元年度調査時のデータは存在しない。

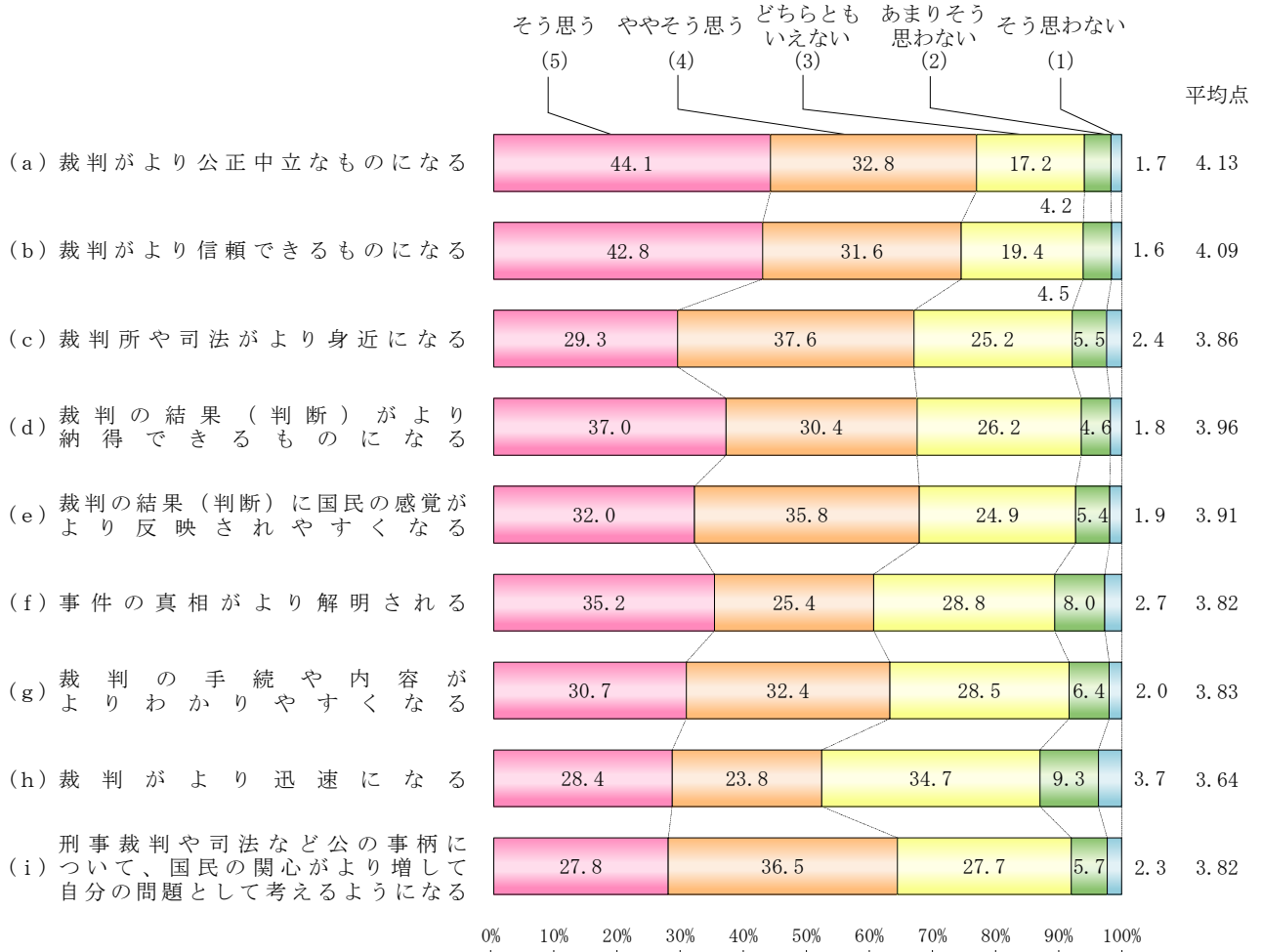
※2 「雑誌」「書籍等」は令和2年度調査より「雑誌・書籍等」に統合されたため、令和2年度・今回調査のデータは存在しない。

※3 各折れ線横の数値は今回調査の数値。

(n=1,960人、M.T.=209.9%)

7 裁判員裁判に期待すること

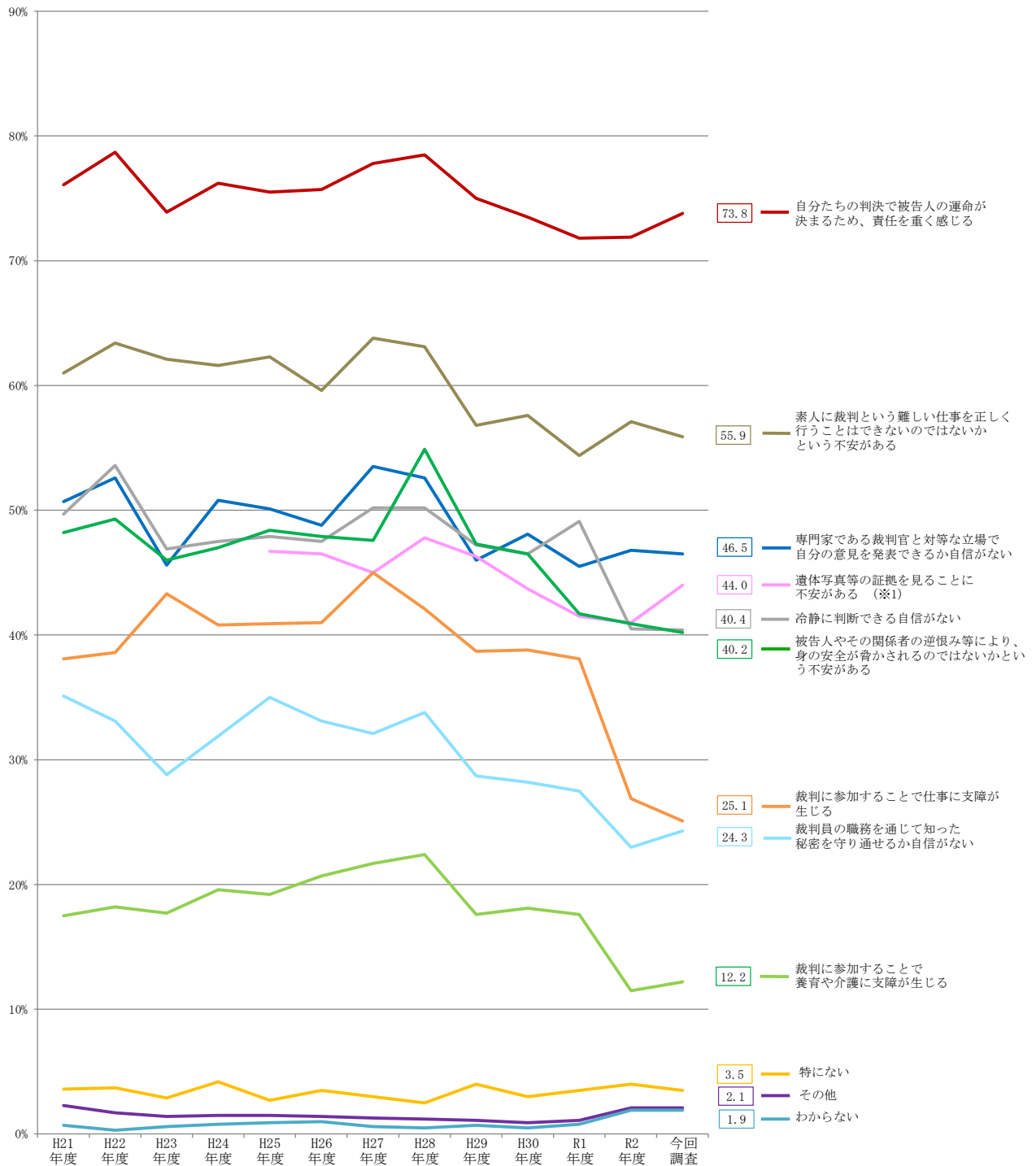
Q7 あなたが、裁判員裁判に期待することは何ですか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。



※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

8 裁判員裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q 8 あなたが裁判員裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中からすべてあげてください。(M. A)



- ※1 「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成 25 年度より新設された選択肢のため、平成 21～24 年度調査時のデータは存在しない。
- ※2 質問文が、平成 21 年度～令和元年度は「あなたが刑事裁判に参加するとした場合」であったが、令和 2 年度調査より「あなたが裁判員裁判に参加するとした場合」に変更された。
- ※3 各折れ線横の数値は今回調査の数値。令和 2 年度調査以前の数値は次頁を参照。

(n=1,960 人、M. T. 368.1%)

9-2 裁判員裁判の傾向について(量刑傾向の変化)

【資料1-2】裁判員裁判においては、以下のとおり、裁判官裁判時代と比べると、
軽重の双方向で量刑判断の幅が広がっていることがうかがわれる。

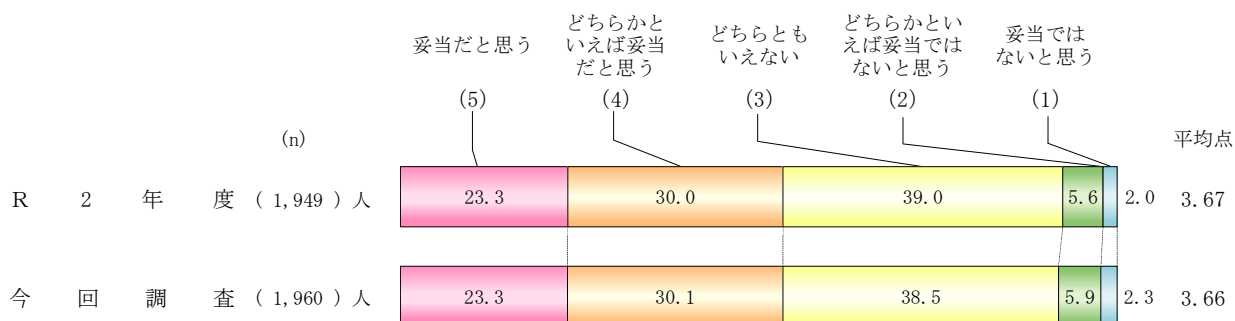
実刑のうち最も多い刑期がより重くなった罪

殺人既遂、殺人未遂、傷害致死、強盗致傷、強制性交等致死傷（強姦致傷）、強制わいせつ致死傷

執行猶予判決の割合が上昇した罪

殺人既遂、殺人未遂、強盗致傷、現住建造物等放火既遂

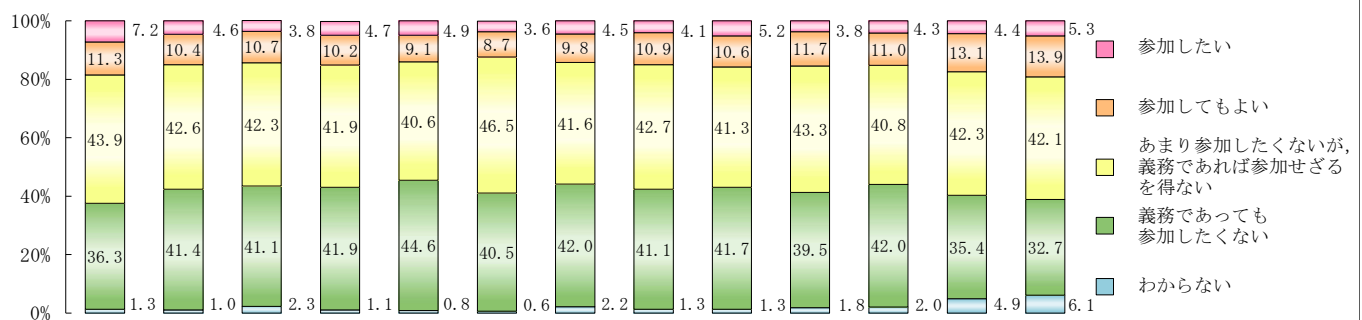
Q9（小問2） 資料1-2のように裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が
変化しています。このことについて、あなたはどのように思いますか。



※Q9（小問2）は、令和2年度調査から新設した質問である。

10 裁判員裁判に参加したいか

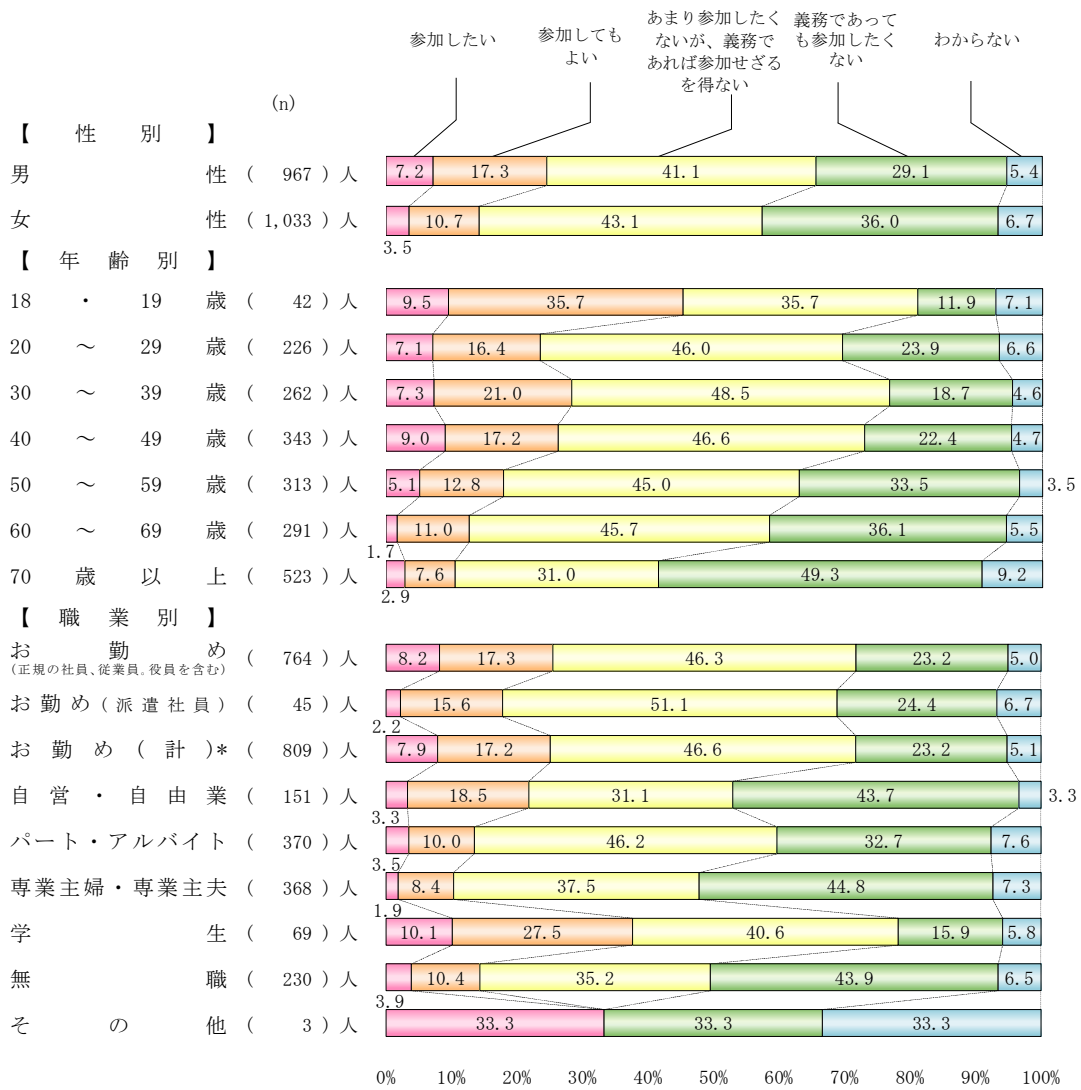
Q10 あなたは裁判員裁判に参加したいと思いますか。



H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度 今回調査

(n) 2,037人 2,025人 2,000人 2,005人 2,014人 2,011人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人 2,000人

※ 質問文が、平成21年度～令和元年度は「あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。」であったが、今回調査より「あなたは裁判員裁判に参加したいと思いますか。」に変更された。



*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。